

第一百二十二回

参議院科学技術特別委員会会議録 第五号

昭和六十三年四月二十七日(水曜日)
午後三時三十四分開会

委員の異動

四月二十日
辞任

菅野 久光君

補欠選任
松前 達郎君四月二十六日
辞任

塙出 啓典君

補欠選任
伏見 康治君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

飯田 忠雄君

後藤 正夫君

岡野 廣光君

出口 高杉君

伏見 康治君

正夫君

裕君

木官 和彦君

高平 公友君

長谷川 信君

林 寛子君

前島英三郎君

鴨山 駿君

松前 達郎君

吉井 英勝君

小西 博行君

官房長官 見学 信敬君

それでは、理事に伏見康治君を指名いたしました。
委員会におきましても決定をいただいているところであります。

このことは、昨年十二月及び本年三月の原子力委員会におきましても決定をいただいているところであります。

この法律案におきましては、同条約への加入に当たつて、我が国における核物質の防護に関する所要の措置を講ずるための改正を行うこととした次第であります。

以上、本法案を提出いたします理由につきまして御説明申し上げました。

次に、本法案の要旨を述べさせていただきます。

○委員長(飯田忠雄君) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(飯田忠雄君) ただいまから科学技術特別委員会を開会いたします。別委員会を閉会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る四月二十日、菅野久光君が委員を辞任せられ、その補欠として松前達郎君が選任されました。

また、昨二十六日、塙出啓典君が委員を辞任せられ、その補欠として伏見康治君が選任されました。

○委員長(飯田忠雄君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なし)と呼ぶ者あり

○委員長(飯田忠雄君) 御異議ないと認めます。

第一に、原子力施設における核物質の防護に関する規定の整備であります。まず、核物質を取り扱っている原子力事業者に対し、核物質の防護のための区域の設定を初めとする核物質の防護のため必要な措置を講ずる際の基準の明確化を行います。

第二に、原子力活動の態様を踏まえ実効あるものとする必要があることから、事業者は核物質防護規定を定め、核物質の取り扱いを開始する前に認可を受けなければならぬものとすることとしております。

さらに各事業者に対し、核物質に関する業務を統一的に管理する者として核物質防護管理者の選任を義務づける等の規制を行うこととしております。

第三に、輸送時の核物質の防護に関する規定の整備であります。核物質の輸送を行う者に対し核物質の防護措置の義務づけを明確化するとともに、原子力事業者に対しては、輸送に先立つて、輸送の全行程における核物質の防護に関する責任体制の明確化を行い、内閣総理大臣の確認を受けなければならぬものとする等、所要の規定の整備を行ふこととしております。

第三に、核物質の防護に関する条約が処罰を求めている核物質を用いた犯罪に關し、所要の罰則の整備を図ることとしております。

以上、この法律案の提案理由及びその要旨を御説明申し上げました。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

以上であります。

○委員長(飯田忠雄君) 以上で本案の趣旨説明は終了いたしました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十分散会

四月二十二日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は三月十一日)

一、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案